

事業者排出量削減計画書 **新規・変更**

(あて先) 京都府知事	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市右京区西院溝崎町2-1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は捺印） ローム株式会社 品質・環境担当取締役 岡田 電話 075 - 311 -

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	半導体・電子部品の製造、販売
-------------	----------------

該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
-----------	---

計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月
------	---------------------------

基本方針	エネルギー消費によるCO ₂ 排出量はエネルギー消費効率の改善により原単位で年率2%の削減、及びPFC等の温室効果ガス排出量は除害装置の設置や代替ガスにより総量で年率10%の削減
------	--

推進体制	社内の省エネルギー専門部会と地球温暖化ガス専門部会により具体的な実施計画を作成し、社内展開をはかり、環境保全対策専門委員会で毎月その進捗を確認。
------	--

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度		設備、対象、工程等	計画内容
	18~19	18		
	18~19		製造部門	生産設備の冷却水温度を20℃から32℃に変更し、使用電力量を450Mwh/年削減
	18		〃	生産設備毎にPFCガス除害装置を設置し、設備毎の排出量を90%削減
	18~19		〃	PFCガスの温暖化係数の低い代替ガス(C ₃ F ₆)の評価及びその導入

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） (17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))		目標年度（計画） (19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))		削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	49,323 t		51,875 t		5.2 %
	B 輸送車両排出区分	t		t		%
	C その他排出区分	86,290 t		53,343 t		-38.2 %
	排出合計	*1	135,613 t	*2	105,218 t	-22.4 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 (二酸化炭素換算 (t))			
		(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	森林の保全及び整備	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	府内産の木材の利用	(発電量)	kwh	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3	t

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度（実績）		目標年度（計画）		削減率（計画）
	1	135,613 t	()-(*)3	105,218 t	
					-22.4 %

特記事項 弊社ではエネルギー消費によるCO₂排出量は1990年を基準とし、原単位で2010年に25%以上削減、PFC等の温室効果ガス排出量は1995年を基準とし総量で2010年に10%以上削減としている。エネルギー消費は生産・売上の益々の増加により総量削減は厳しい状態にあるが、実質生産高原単位での2004年実績は1990年比25%削減、2007年度30%削減目標。1998年にISO14001EMSを導入以降、あらゆる省エネ活動を全社展開中、さらにグローバルなCO₂吸収対策としてオーストラリアに1000haの植林を展開中。

連絡先	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。